

店舗等リフォーム支援補助金

事業所の皆様の事業継続を目的としたリフォーム工事を支援します！

○補 助 率：5分の1以内

○補助限度額：10万円（1万円未満切捨て）

◆補助対象者（利用は、1事業者2回まで）

○市内の小規模事業者（政治や宗教等、一部の業種を除く）

- ・卸売業、小売業、サービス業 常時使用する従業員数 5人以下
- ・上記以外の業種 常時使用する従業員数 20人以下

※法人の場合は、本社・本店を市内に有すること

※個人事業者は、代表者が市内に住所を有すること

○新井商工会議所、妙高市商工会（以下「商工会議所等」）いずれかの会員であること

○市税を滞納していないこと

◆補助対象物件

○市内にある申請者の事業の用に供している建築物（以下「店舗等」）

※店舗併用住宅も対象ですが、明らかに事業の用に供している部分のみとなります

※住宅部分と明確に区別できない工事は対象外です（主に屋根、外壁、配管工事等）

◆補助対象工事（詳細は、要綱「別表第1」のとおり）

- ・外壁、屋根等の工事
- ・店舗等内部の床、壁、天井、建具等の工事
- ・厨房、温浴施設等の設備工事
- ・外部のバリアフリー化工事 ほか

※他の補助金の補助対象となる工事は対象外です

※店舗等の売却や貸付を目的とした工事は、事業用であっても対象外です

※公共下水道及び農業集落排水区域内の場合、つなぎ込み工事が完了していない店舗等における工事は、つなぎ込み工事のみ対象となります

◆リフォーム等施工業者

○市内に本社もしくは本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者

○補助対象となる店舗等を建築した業者

※詳しくは「妙高市店舗等リフォーム支援補助金交付要綱」をご確認ください。

【受付期間】 令和 7 年 4 月 1 日（火）から
令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

※受付順に審査を行い、交付の可否をお知らせします。

※予算額に達した時点で受付を終了する予定です。

※工事完了後、令和8年3月末までに実績報告書を提出することが
必要です。十分ご注意ください。

【受付時間】 平日 9 時～17 時（12 時～13 時を除く）
※郵送による提出も可能

【受付場所】 妙高市役所 2階 観光商工課

【手続きの流れ】

- 1 リフォーム等工事の着手前に、補助金交付申請書を提出する
※交付決定前に着手した工事は補助金の対象外となります
■補助金交付申請書（別記様式第1号）
※商工会議所等から、会員の証明を受けてください（商工会議所等の証明記入欄）
※賃借物件の場合は、所有者の承諾が必要です（店舗等所有者の承諾記入欄）
■事業計画書（別記様式第1号別紙）
■工事見積書
■着工前の写真
- 2 市から補助金交付決定が通知される
- 3 リフォーム等工事に着手
- 4 工事完了後、実績報告書を提出する
■補助金実績報告書（別記様式第4号）
■補助対象工事にかかる契約書及び領収書の写し
■工事着手前の写真
■工事中の写真
■工事完了の写真
■建築基準法等の許可書等の写し（必要な場合）
- 5 市から補助金額の確定が通知される
- 6 補助金の請求書を提出する
- 7 市から補助金が振り込まれる

【お問合せ・申請書提出先】

〒944-8686 妙高市栄町5番1号

妙高市役所 観光商工課 商工振興グループ

電話 0255-74-0019 FAX 0255-73-8206

ホームページURL：<https://www.city.myoko.niigata.jp/home.html>

E-mail アドレス：kankoshoko@city.myoko.niigata.jp